

一般廃棄物再生利用業指定証



大阪市指令環境事第331号
平成30年7月1日

住所（所在地）

大阪市住之江区平林北二丁目8番23号

氏名（名称及び代表者の氏名）

阪南産業株式会社 代表取締役 高好 章二

大阪市長 吉村 洋文



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	平成30年7月1日
指 定 番 号	第1032号
事業の範囲	業務の種類 取り扱う一般廃棄物の種類
	再生活用業 木くず（剪定枝に限る） 以上1種類
再生利用の方法	チップ・紙・堆肥等への再生利用
取引関係	取引先：大阪市内の排出者
指 定 期 限	平成32年6月30日
指 定 条 件	①取り扱う一般廃棄物は、チップ・紙・堆肥等の原料となるものに限る。 ②事業の範囲を変更する場合は、事前に大阪市長に承認を得ること。 ③再生活用業に係る施設の所在地は、 大阪市住之江区平林北二丁目8番23号 大阪市住之江区平林北二丁目9番134号とする。